



# 秦野市通学路見守りサポーター



## 募集中です！

秦野市では、通学路での子どもたちの交通事故発生を防止するため、散歩をしながら、玄関先の掃除をしながら、買い物の道中で等々、日常生活の範囲内で、子どもたちの登下校を見守っていただける「通学路見守りサポーター」を募集します。

### □活動内容について

サポーターの方には、サポーターの目印となる貸与品を身に着けていただき、散歩や庭先の手入れ等をしてしながら、子どもの登下校を見守ったり、挨拶などの声掛けをしていただきます。

### □貸与品について

サポーターの目印として、ベスト、腕章、ネックストラップのうち、ご希望の品物をいずれか一つ貸与いたします。

※ 数に限りがありますので、ご希望の貸与品をお渡しできない場合がございます。

### □参加申込みについて

募集対象：市内在住で、子どもたちの見守り活動を行っていただける方。

申込方法：登録申込書を、秦野市教育委員会学校教育課（市役所教育庁舎2階）に持参、郵送、メール又はFAXで提出してください。登録申込書は学校教育課でのお渡しのほか、秦野市ホームページからダウンロードすることも可能です。

また、秦野市ホームページの「電子申請・届出サービス」からも申込可能です。



電子申請はこちらの  
QRコードからアクセス  
できるよ→



## ～サポーターの方へ10のお願い～



- 1 活動の際は、必ず貸与品を身に着けましょう。
- 2 地域の方へも積極的に挨拶し、見守り活動を知ってもらいましょう。
- 3 安全上お気づきの点がありましたら、学校教育課へご連絡ください。
- 4 活動の時間帯は自由ですが、特に児童生徒の登下校時間帯を中心に見守りをお願いします。
- 5 危険車両や不審人物を見つけたら、自力で対処しようとはせず、必ず警察に通報し、自身の安全確保を最優先してください。
- 6 見守りの範囲を超える、指導や過度な接触は控えてください。交通安全指導にご興味のある方には、交通安全協会での活動をご案内します。
- 7 貸与品は他人に譲渡、貸与しないでください。
- 8 貸与品が破損した場合は速やかに学校教育課へご連絡ください。
- 9 活動に際しては交通法規やマナーを守り、他の交通の妨げにならないよう配慮をお願いします。
- 10 活動上知り得た児童生徒の個人情報等は他に漏らさないでください。サポーター登録解除後も同様とします。

### <活動中に事故に遭ってしまったら…>

活動中の事故あるいは怪我については、市民活動補償（ボランティア保険）の対象となる場合があるため、学校教育課に相談してください。

なお、貸与品を着用していなかったり、登下校時間と大きく外れた時間帯、活動予定場所から遠く離れた場所での活動の場合は、保険の対象外となる場合がございます。

※ 上記条件は保険適用を確約するものではありません。



お問い合わせ

秦野市教育委員会 学校教育課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号教育庁舎2階

TEL：0463-84-2785

FAX：0463-83-4681

メールアドレス：g-kyouiku@city.hadano.kanagawa.jp